教育委員会提出議案

第８号議案

豊島区特別支援教育推進計画【第二期　改訂版】の策定について

上記の議案を提出する。

令和７年３月１１日

豊島区教育委員会教育長 金 子 智 雄

（説明）

豊島区では、国や都の動向を踏まえた特別支援教育の計画的な推進を図ってきた。

令和４年３月には、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画に基づき、「豊島区特別支援教育推進計画（令和４～６年度）」を策定して、特別支援教育の一層の充実を図った。豊島区特別支援検討委員会で各年度における計画の進捗状況を点検・評価し、その結果等を次年度以降の取組に生かしている。

本計画の令和 7～9 年度改訂版の策定のため、本案を提出する。

（資料）

別添のとおり

豊島区特別支援教育推進計画

【第二期 改訂版】（最終案）

令和7～9年度

令和7年3月

豊島区教育委員会

はじめに

特別支援教育をめぐって国では、障害者の権利に関する条約の署名や、障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等、今までに様々な法の整備が進められてきました。

豊島区においては、これらの特別支援教育を取り巻く状況の変化を踏まえ「豊島区特別支援教育推進計画」を令和4年3月に策定しました。

計画策定からの3年間については、幼児・児童・生徒（以下、「児童生徒等」という。）が障害の有無に関わらず互いに学び合ったり助け合ったりする場面が増えており、多様性を尊重する心が育っております。また、多様な教育環境の整備では、令和5年度に情緒固定学級を新設する等、計画通りに進捗しており、概ね目標を達成できていると捉えております。

一方で、豊島区特別支援教育検討委員会にて、主に「インクルーシブな教育をより一層充実させていくこと」「義務教育だけでなく就学前から社会参加までの支援についても考えること」の2点が今後は必要であると、意見をいただきました。

「豊島区特別支援教育推進計画【第二期　改訂版】」は、この2点を柱として、「誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、互いの多様性を認め合う共生社会の形成」の目標達成に向け、特別支援教育の推進に努めてまいります。

コロナ禍が終息して、交流活動や体験活動を制限することなく、特別支援教育推進を図ることができております。今後も、学校が地域や関係機関と連携して、児童生徒等の自立や社会参加に必要な力を培ってまいります。

今後とも多くの区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和7年 2 月

豊島区教育委員会教育長

金子　智雄

目 次

はじめに

第１章 計画策定の背景

１ 国の動向 …… 3
２ 東京都の動向 …… 3
３ 国・東京都・豊島区の最近の動向 …… 4
４ 計画の位置付け・期間 …… 5
（１）計画の位置付け …… 5
（２）計画期間 …… 6
５ 改訂までの経緯 …… 6

第２章 計画の目標と2本の柱

１ 計画の目標 …… 7
２ 柱１ インクルーシブな教育の推進 …… 8
３ 柱２ 就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進 …… 9

第３章 計画の内容 6つの推進プランと主な事業

１ 計画の体系と推進プラン …… 10
２ 推進プランの内容 …… 11
推進プラン１ 相談事業の充実
推進プラン２ 特別支援教育の校内支援体制の充実
推進プラン３ 交流及び共同学習の推進
推進プラン４ 支援が必要な児童生徒等への指導の充実
推進プラン５ 多様な教育環境の整備
推進プラン６ 地域や関係機関と連携した切れ目のない支援の推進

第４章 計画の推進に向けて …… 21

１ 「概要版」及び「分かりやすい版」の活用
２ 児童生徒等の意見の反映
３ 保護者の意見の反映

資料編 …… 22

第１章 計画策定の背景

１ 国の動向

（１）障害者基本法の改正（平成23年8月施行）

障害者の教育については、第16条の規定において、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

（２）中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」

インクルーシブ教育システム（※6）においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒等に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、としています。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であることが示されています。

（３）障害者の権利に関する条約（平成26年１月批准）

障害者の教育については、第24条の規定で規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮（※12）が提供されること等が定められています。

（４）障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成28年4月施行）

同法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められる等、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

（５）発達障害者支援法の改正（平成28年8月施行）

この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条の規定において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」を行うこと等が新たに規定されました。

２ 東京都の動向

（１）都の施策の動向

都教育委員会は、特別支援教育を推進していくため、新たな特別支援教育推進のための長期計画として、東京都特別支援教育推進計画(第二期)(以下「推進計画(第二期)」という)を策定しました。

（2）東京都特別支援教育推進計画（第二期）

基本理念

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成

都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画の計画期間終了後の都の特別支援教育の方向性を示すため、平成29年2月に、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする推進計画（第二期）を策定しました。また、平成29年度から令和2年度までの4年間を計画期間とする推進計画（第二期）第一次実施計画（以下「第一次実施計画」という）を併せて策定し、具体的取組の内容や実施時期を明らかにしました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応から、計画期間を1年間延長し、推進計画（第二期）と第三次実施計画は令和9年度までの計画になっています。推進計画（第二期）では、障害のある人も障害のない人もともに尊重し合いながら活躍できる社会、共生社会の実現に向け、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成することを基本理念としています。

3 国・東京都・豊島区の最近の動向

年	国	東京都	豊島区
2019（令和元）	・新しい時代の初等教育の在り方 論点まとめ	・東京都教育ビジョン（第四次）の策定	・区立中学校の特別支援教室（※1）の巡回指導開始 ・教育ビジョン 2019 策定
2020（令和 2）		・西巣鴨小学校で都「特別支援学級の専門性向上事業」実施 ・要小学校で都「インクルーシブ教育システムの構築に関する実践的研究」実施(R2～R4)	
2021（令和 3）	・医療的ケア児支援法施行▲		
2022（令和 4）		・東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定	・豊島区特別支援教育推進計画策定
2023（令和 5）			・池袋第一小学校と池袋中学校に自閉・情緒障害固定学級設置
2024（令和6）		・東京都教育ビジョン（第五次）の策定	・教育大綱 策定 ・教育ビジョン 2025 策定
2025（令和 7）		・東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画の策定	・豊島区特別支援教育推進計画（第二期）策定予定

▲「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の略

３　柱２：就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進

豊島区･関係機関･家庭等が現在実施している就学前から社会参加までの一人ひとりの個に応じた支援を中心に図で示しました。共生社会の形成に向けた取組は、学校だけでは実現できません。多様な交流機会の確保や、保護者や地域、関係機関等と連携した支援体制の整備を通して、共生社会の形成に向けた取組を一層推進させていきます。

	就学前（保育所・幼稚園等）						小学校						中学校			高等学校等			成人後
年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18～
保育所・幼稚園・学校	交流及び共同学習（小・中学校は副籍交流を含む）の実施																		
	保育所等での支援			相談支援ファイル等			学校生活支援シート・個別指導計画の作成												
	都立特別支援学校との連携																		
	校内委員会の設置・特別支援コーディネーターの指名																		
	特別支援教室・特別支援学級・通級指導学級への入室相談（注１）																		
教育委員会	専門性のある教員、支援員等の配置																		
	教育センターでの教育相談の受付																		
	就園相談・就学相談の受付																		
	幼稚園ＳＣ・ＬＧＳ（注２）の派遣																		
	教育センターから特別支援教育巡回相談員（チームステップ）を派遣																		
	子どもスキップ・学童クラブの受付																		
	幼児教育センターによる支援																		
保健・福祉	豊島区児童相談所による支援																		
	豊島区立児童発達支援センターによる支援																		
	母子保健（乳幼児健診・相談等）による支援																		子ども若者相談、障害福祉サービス等による自立と社会参加支援等（２０ページ参照）
	心理職員による保育所や子どもスキップ等への巡回																		
	児童発達支援の実施						放課後等デイサービスによる支援												
	発達障害相談・障害者就労支援センターによる支援																		
	医療的ケア児相談の受付																		
（注１）　高等学校は、「通級による指導」を実施 （注２）　ＬＧＳ＝Ｌｏｗｅｒ　Ｇｒａｄｅｓ　Ｓｕｐｐｏｒｔ（低学年支援）																			
家庭・地域						学校就学支援シートの作成													ＮＰＯ等による自立と社会参加支援等への参加（２０ページ参照）
						学校生活支援シート（個別の教育支援計画）等の作成													
	区民ひろばでのイベントへの参加																		
	民生委員・児童委員への相談																		

4 計画の位置付け・期間

（1）計画の位置付け

平成29年3月に学習指導要領が告示され、総則「第4 児童生徒の発達の支援」の「2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」として、障害のある児童生徒等への指導について明記されました。障害のある児童生徒等への指導においては、特別支援学校等の助言や援助を活用しながら、個々の児童生徒等の障害の状況等に応じて指導内容や指導方法を工夫し、組織的・計画的に行っていくことが求められています。

豊島区では、令和2年度に「SDGs 未来都市」「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指しており、豊島区教育ビジョン2025（豊島区教育振興計画 第三期）の中でも、一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて、特別支援教育の充実を基本施策に位置付けています。

本計画を策定し、誰一人取り残さない社会、一人ひとりを大切にする教育を実現するための取組を、具体化します。

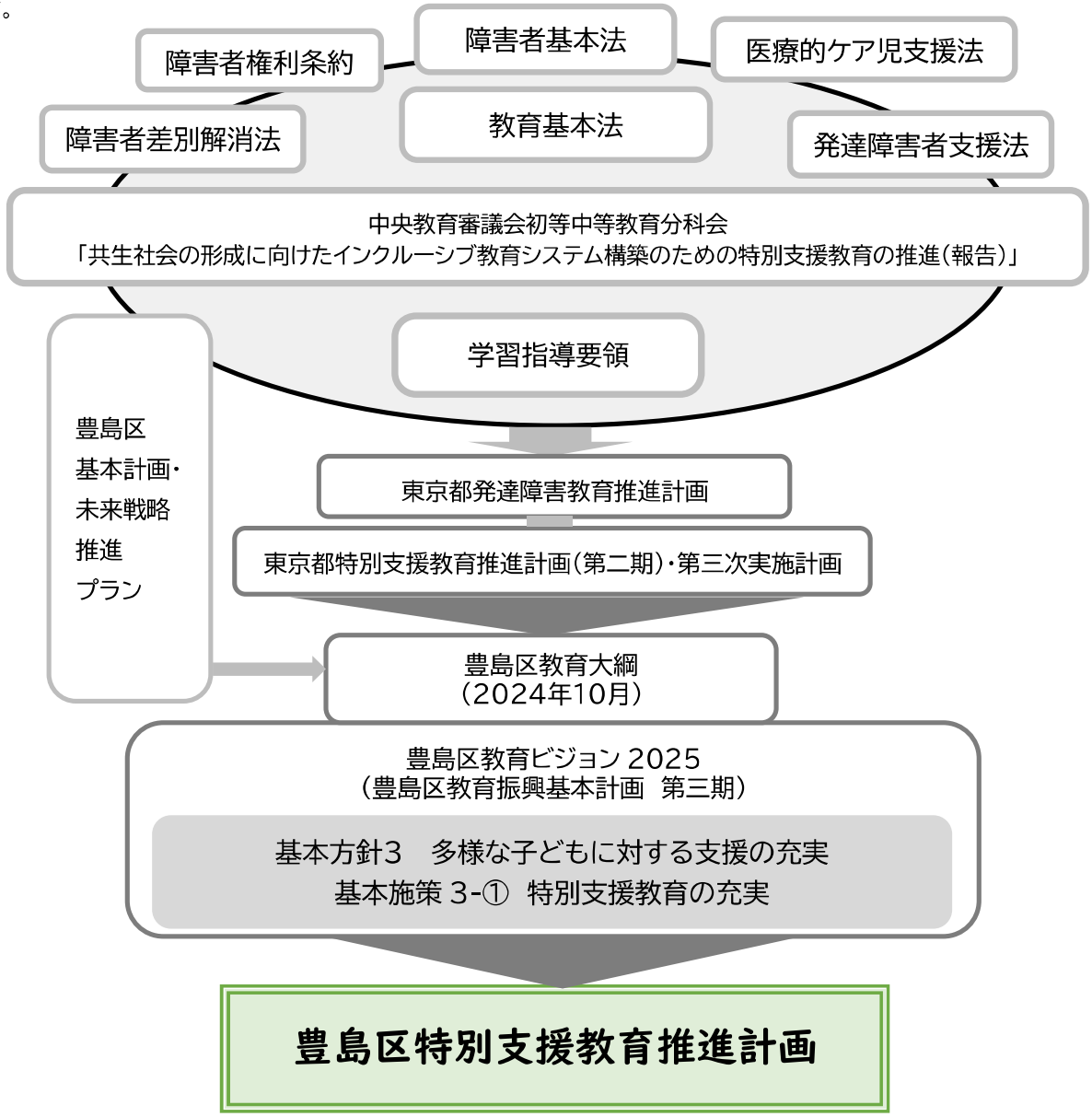

（2）計画期間

本計画の計画期間は令和7年度から9年度までの3年間とします。

ただし、今後の区の上位計画の改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

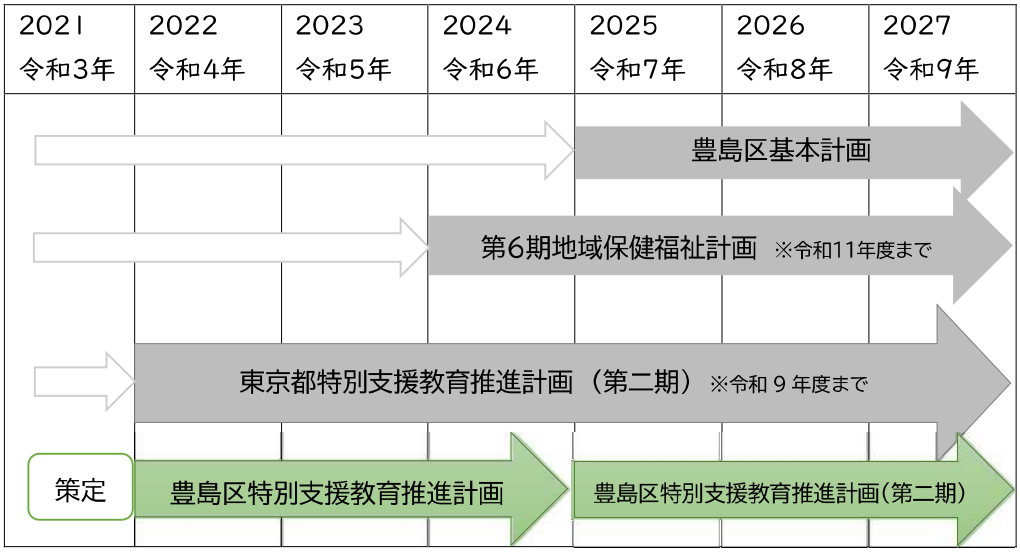

5 改訂までの経緯

豊島区では、国や都の動向を踏まえた特別支援教育の計画的な推進を図ってきました。

主な取組として、豊島区教育ビジョン2025（豊島区教育振興基本計画 第三期）において、一人ひとりを大切にする教育の推進に向けて、特別支援教育の充実を基本施策に位置付けるとともに、豊島区教育センターにおける教育相談や専門家チームによる巡回相談を実施し、特別な支援を要する児童生徒等の個別の教育的ニーズをくみ取りながら就学相談を行い、個々の能力や可能性を伸ばす場を適切に設定しています。

令和2～4年度の3年間には、豊島区は、東京都教育委員会より「インクルーシブ教育システムの構築に関する実践的研究」の指定を受け、交流及び共同学習を推進するための研究を進めました。障害の有無に関わらず、多様な学びの場を設け、交流及び共同学習を中心とした、共に支え合い共に成長する教育の充実を図りました。

令和4年3月には、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画に基づき、「豊島区特別支援教育推進計画（令和4～6年度）」を策定して、特別支援教育の一層の充実を図りました。改訂した計画を着実に推進するため、豊島区特別支援検討委員会で各年度における計画の進捗状況を点検・評価し、その結果等を次年度以降の取組に生かしています。

令和5年度の豊島区特別支援教育検討委員会では、本区の特別支援教育の在り方について協議を行い、推進の方向性とする「1 インクルーシブな教育の推進」（8ページ参照）と「2 就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進」（9ページ参照）の2本の柱の内容を確認することができました。

令和6年度には、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、豊島区特別支援教育検討委員会にて年6回の協議を行いました。

令和7年3月には、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第二次実施計画に基づき、「豊島区特別支援教育推進計画【第二期 改訂版】」を作成いたしました。

第２章　計画の目標と２本の柱

１　計画の目標

本計画は、区全体の方針を示す「豊島区基本構想」及び「豊島区基本計画」に基づく「豊島区地域保健福祉計画」と関連を図りながら、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第三次実施計画」に従い、教育分野における共生社会の実現に向けた豊島区の特別支援教育の在り方、方向性を示したものです。特別支援教育によって、豊島区のすべての児童生徒等が共生社会の担い手に必要な資質・能力を身に付けられるようにすることを目指します。

本区の目標を支えるのが「インクルーシブな教育の推進」「就学前から社会参加までの切れ目のない支援の推進」の2本の柱です。この2本の柱の内容を踏まえた具体的な取組目標を、6つの推進プランとしてまとめました。

教育委員会が計画の達成に向け全体の進捗状況を把握して指導・助言を進めてまいります。

2　柱Ⅰ：インクルーシブな教育の推進

豊島区のインクルーシブな教育（※5）の在り方についての共通認識を図ることができるように、学校での取組を図で示しました。一人ひとりの実態に合わせて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ場を確保して、インクルーシブな教育を充実させていきます。

一人ひとりの能力を最大限に伸長できることを目指し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育活動を行います。学校生活支援シート（※4）・個別指導計画（※2）を活用することで、一人ひとりの個に応じた指導及び支援も充実できるようにします。また、発達段階に応じて、交流及び共同学習（※10）を中心とした自立して社会参加ができるようにするための指導及び支援を切れ目なく増やしていきます。

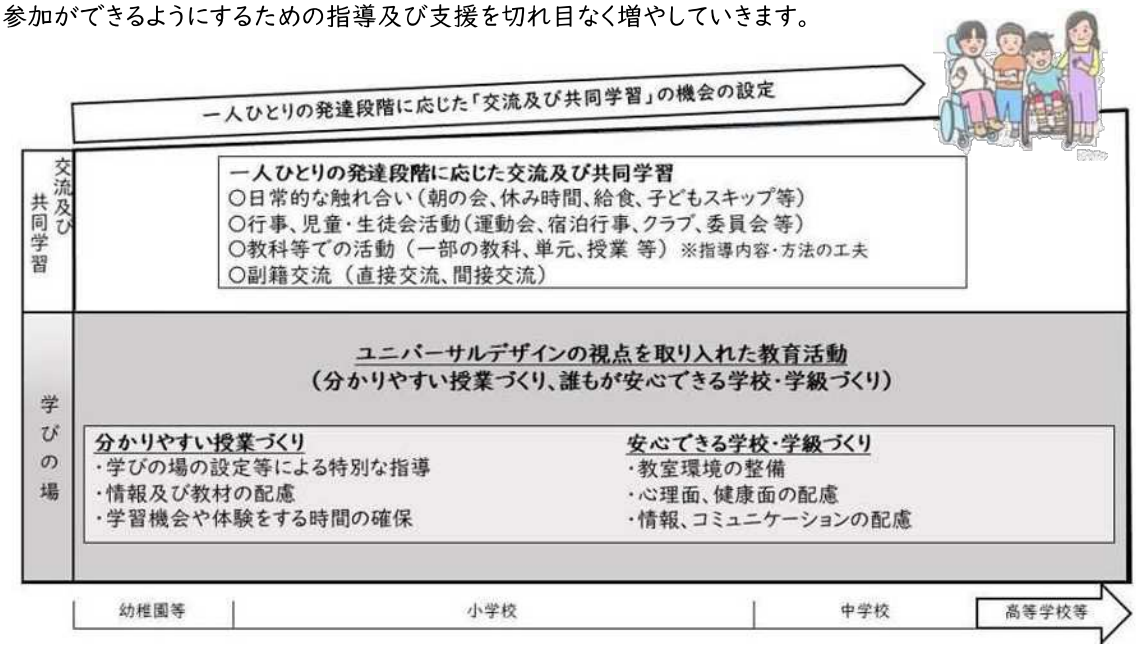

学校における合理的配慮について

インクルーシブな教育の推進のため、一人ひとりの個に応じた支援として「合理的配慮」が提供されることが必要です。障害のある児童生徒等が他の児童生徒等と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、教育委員会及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行います。（教育委員会及び学校が体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課されていない範囲で行う。）

合理的配慮の観点と項目

①教育内容・方法

・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮・学習内容の変更・調整

・情報・コミュニケーション及び教材の配慮　・学習機会や体験の確保　・心理面・健康面の配慮

②支援体制

・専門性のある指導体制の整備　・災害時等の支援体制の整備

・児童生徒等、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

③施設・設備

・校内環境のバリアフリー化　・災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

・発達、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

【独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 ホームページより】